

# 令和5年度 松山市職員(労務職)採用試験実施要領

令和5年7月25日

第1次試験日 令和5年9月17日(日)及び18日(月)の2日間

申込受付期間 インターネット 令和5年7月26日(水)～8月10日(木)

申込書の郵送 令和5年7月26日(水)～8月10日(木) (消印有効)

令和5年度松山市職員(労務職)採用試験を次のとおり行います。

## 1 試験区分及び採用予定人数等

試験区分			採用予定人数	勤務場所等
労務職	作業員	M	7人程度	清掃課、みち水路メンテナンス課等に配属され、ごみの収集、市道及び水路の維持業務等に従事する。
	給食調理員	N	3人程度	保育所等に配属され、給食調理業務に従事する。

(注)採用予定人数は変更する場合があります。

## 2 受験資格

次の(1)及び(2)の全ての要件を満たす者

### (1) 各試験区分の受験資格

試験区分			受験資格
労務職	作業員	M	昭和59年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者
	給食調理員	N	ア 昭和59年4月2日以降に生まれた者 イ 調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)第4条に定める施設又は営業(※1)で調理業務(※2)に従事した期間(※3)が、令和5年8月1日現在で通算して2年以上ある者 (注)合格した場合は、職務経験を証明する勤務先の証明書を提出していただきます。

#### ※1 「施設又は営業」は次のものをいいます。

- 飲食店営業(旅館及び簡易宿泊所を含み、喫茶店営業を除く。)
- 魚介類販売業(販売のみは除く。)
- そろざい製造業又は複合型そろざい製造業(煮物(佃煮を含む。)、焼物(炒め物を含む。)、揚げ物、蒸し物、酢の物又は和え物及びこれらの食品に米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業)
- 寄宿舎、学校、病院等の給食施設(継続して1回20食以上又は1日50食以上飲食物を調理して供与する施設)

#### ※2 次の業務又は場合は「調理業務」とは認めません。

- 喫茶店営業(設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業)に該当する営業での業務(飲食店営業等において担当している業務が同程度の内容である場合を含む。)
- 食肉処理(畜肉の解体、分割等)、食品製造(調味料、菓子・パン、麺、水産製品等の製造)や飲料の調製
- 簡易な飲食店営業の対象となる調理
- 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等(ウェイター・ウェイトレス等を含む。)に従事している場合

- 栄養士、保育士、看護師及びホームヘルパー等の職種として採用されている場合(通常の勤務体系で専ら調理業務に従事している場合は認められます。)
- 料理学校等で調理実習指導等に従事している場合
- 会社や研究所等で食品開発業務の一環として従事している場合
- 食品衛生法(昭和22年法律第233号)による営業許可を受けていない施設で従事していた期間(寄宿舎、学校、病院等の給食施設の場合は認められます。)
- 菓子製造業又は喫茶店営業の許可のみを受けた営業施設で従事している場合
- 飲食店営業の許可を受けた営業施設であっても、主にケーキやデザート類及びパン製造(調理パンのうち専ら料理の部分を担当している場合は認められます。)の業務に従事している場合
- 外国の飲食店で従事している場合
- 高校在学期間中に従事している場合(定時制・通信制の場合は認められます。)

**※3 「従事した期間」は週4日以上かつ1日6時間以上勤務した期間に限ります。**

## (2) 各試験区分共通の受験資格

次のアからオまでに該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成11年改正前の民法(明治29年法律第89号)の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするものを除く。)

## 3 申込受付期間

申込方法	申込受付期間
インターネット申込み	令和5年7月26日(水) 10時～令和5年8月10日(木) 24時
申込書の郵送申込み	令和5年7月26日(水)～令和5年8月10日(木) (消印有効)

## 4 申込方法

申込方法は、インターネット申込みと申込書の郵送申込みの2種類の方法があります。

原則として、インターネット申込みをお願いします。インターネット申込みができない場合に限り、申込書の郵送申込みをしてください。それぞれの申込方法は以下のとおりです。

### <インターネット申込み>

#### (1) 事前に準備するもの

- ア パソコン又はスマートフォン PDFを閲覧できる環境が必要です。
- イ メールアドレス 「city.matsuyama.ehime.jp」及び「.bsmrt.biz」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください。設定方法については、各自で確認してください。
- ウ 顔写真のデータ
  - (ア) 申込前6箇月以内に撮影し、上半身、脱帽、正面向き、背景が無地のものが必要です。
  - (イ) 顔写真のデータは縦長とし、縦横の比率は(縦)4:(横)3としてください。
  - (ウ) 登録可能なファイル形式は画像(JPG/JPEG)のみで、データサイズは最大3MBです。

#### (2) 申込手順

- ア 市ホームページから申込専用サイトに接続し、メールアドレス等を事前に登録してください。
- イ 事前登録完了のメールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報等を正確に入力するとともに、「顔写真のデータ」を添付し、本登録をしてください。
- ウ 本登録完了メールを受信し、受験申込完了となります。なお、本登録後に24時間を経過しても本登録完了メールが届かない場合は、人事課に問い合わせてください。

### (3) 注意事項

- ア 申込受付締切直前は、サーバーが混み合うこと等により、申込みに時間がかかる場合がありますので、可能な限り早めに申込手続を行ってください。
- イ 申込受付期間中は、24時間いつでも申し込むことができますが、システムの保守、点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんので御注意ください。
- ウ 記入に不備等がある場合は、修正を求めることがあります。これにより受付期間中に申し込むことができなくなったとしても、一切、責任を負いません。
- エ 申込受付期間終了後、受験票発行の案内等を申込時に登録されたメールアドレス宛に電子メールで送信します。
- オ 受験票発行の案内が令和5年8月31日(木)までに届かない場合は、人事課に問い合わせてください。

### <申込書の郵送申込み>

#### (1) 事前に準備するもの

- ア **申込書及び受験票** 「申込書」及び「受験票」は、市ホームページからダウンロード・印刷ができます。印刷の際はA4両面印刷をしてください。また、人事課、市役所本館案内所、市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、各支所でも入手できます。  
※「申込書」及び「受験票」を郵便で請求する場合は、封筒に「労務職申込書請求」と朱書きし、「返信用封筒」(角形2号サイズ・A4判の封筒にあなたの宛先を記入し、120円分の切手を貼ったもの)を同封して人事課に送付してください。
- イ **顔写真(同じものを2枚)** 申込前6箇月以内に撮影し、上半身、脱帽、正面向き、背景が無地、縦4.5cm×横3.5cm程度のものが2枚必要です。
- ウ **返信用封筒** 長形3号サイズの封筒にあなたの宛先を記入し、84円分の切手を貼ったものが必要です。

#### (2) 申込手順

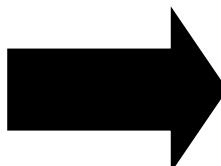
- ア 「申込書」及び「受験票」に必要事項を記入し、それぞれ**顔写真**を貼ってください。
- イ 「申込書」、「受験票」及び「返信用封筒」を**簡易書留**で人事課に郵送してください。また、封筒には「労務職受験」と朱書きするとともに、差出人の住所及び氏名を必ず記入してください。

#### (3) 注意事項

- ア 申込受付期間終了後、返信用封筒で受験票を郵送します。
- イ 簡易書留の控えは、受験票が届くまで保管してください。
- ウ 受験票が令和5年9月8日(金)までに届かない場合は、人事課に問い合わせてください。

インターネット申込み  
申込書・受験票の入手

はこちら



## 5 試験日時等

試験は第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者を対象に、第3次試験は第2次試験の合格者を対象に行います。

区分	試験日時		試験会場	合格発表
第1次 試験	前半	<b>令和5年9月17日(日)</b> <b>午前9時15分～</b> <b>(午前8時45分開場予定)</b>		令和5年10月上旬 (予定)
	後半	<b>令和5年9月18日(月)</b>		
第2次 試験	前半	<b>令和5年10月15日(日)</b>		令和5年11月上旬 (予定)
	後半	<b>令和5年10月16日(月)</b>		
第3次 試験	<b>令和5年11月中旬(予定)</b>		第2次試験合格者に通知する。	令和5年12月上旬 (予定)

(注) 第1次試験及び第2次試験は、前半と後半の両方を受験する必要があります。

## 6 試験の方法

区分	科目	内容	形式	時間
第1次 試験	前半	<b>教養試験</b> 社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題	択一式(60問)	75分
		<b>業務適性試験</b> 職務遂行に必要な適性について (性格さ、迅速さ等の作業能力)	択一式(60問)	20分
		<b>体力試験 (作業員のみ)</b> 職務遂行に必要な体力について (握力、上体起こし、シャトルラン、立ち幅跳び、反復横跳び、長座体前屈、腕立て伏せ)		
	後半	<b>集団面接</b> 主として人物についての集団での面接		
(注1)給食調理員は、教養試験、業務適性試験及び集団面接の3科目で実施する。 (注2)作業員の得点配分は、教養試験：業務適性試験：体力試験：集団面接=2：2：2：4とする。 (注3)給食調理員の得点配分は、教養試験：業務適性試験：集団面接=2.5：2.5：5とする。				
第2次 試験	前半	<b>適性検査※</b> 職務遂行に必要な個人特性等について		
		<b>口述試験</b> 主として人物についての個別の面接		
	後半	<b>集団討論</b> 出された題に対する集団での討論		
※適性検査は試験の参考とするものであり、得点化はしない。 (注)得点配分は、第1次試験：第2次試験(口述試験：集団討論)=2：8(4：4)とする。				
第3次 試験	<b>口述試験</b>	主として人物についての個別の面接		
(注)得点配分は、第2次試験：第3次試験(口述試験)=3：7とする。				

## 7 試験結果等

- (1) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験の結果は、受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号については、松山市役所前掲示板に掲示するほか、松山市ホームページで公開しますので、合否は松山市役所前掲示板や松山市ホームページでも確認してください。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。
- (2) 次の5項目は、第1次試験及び第2次試験は受験者全員に、第3次試験は不合格者のみに通知します。  
(総合得点・科目別得点・受験者数・順位・合格最低点)

## 8 採用予定日等

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(有効期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)に登載され、このうちから採用者を決定します。採用は、おおむね令和6年4月になります。ただし、受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消し、採用されません。

## 9 勤務条件

### (1) 勤務時間等

試験区分及び勤務場所に応じ次のとおりです。

試験区分		勤務場所	勤務時間等
作業員	M	清掃課	午前8時15分から午後5時まで(休憩1時間を含む。)の1日7時間45分勤務で、4週単位の変形労働時間制(4週7休制)・交代制勤務(土曜日及び祝日の勤務あり)
		みち水路メンテナンス課	午前8時30分から午後5時15分まで(休憩1時間を含む。)の1日7時間45分、1週間当たり38時間45分勤務
給食調理員	N	保育所	午前8時から午後5時15分までの間での1日7時45分勤務で、4週単位の変形労働時間制(4週8休制)

### (2) 給与等

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例等の規定に基づき、原則として次のとおり支給します。職歴等がある場合は、一定の基準に基づき調整し、給料月額を決定します。なお、給料の支給日は、原則として毎月21日です。

試験区分			初任給(現行)	諸手当
労務職	作業員	M	月額167,100円	扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等
	給食調理員	N		

備考 上記の初任給は18歳で採用された場合のものです。

### (3) 有給休暇

年次休暇(1年当たり20日・繰越により最大40日)、療養休暇、特別休暇

### (4) 条件付採用期間

採用後6箇月間は条件付採用期間です。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は免職する場合があります。

### (5) 福利厚生

健康保険(共済)、厚生年金保険、労働者災害補償保険

(注)上記の勤務条件は改定されることがあります。

## 10 その他

- (1) 第1次試験前半当日は、受験票、HBの鉛筆数本、消しゴム、時計(辞書、電卓、端末等の機能があるもの及びそれらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー並びに大型のものの使用は認めません。)を持参してください。加えて、作業員の受験者については、運動具(運動ができる服装及び室内用運動靴)を持参してください。運動具を忘れた場合は、受験できないことがあります。
- (2) 第1次試験の前半及び後半、第2次試験の前半及び後半並びに第3次試験それぞれにおいて、松山市が指定した日時及び場所で全ての科目を受験した者を受験者とします。公共交通機関の遅延等理由を問わず、1科目でも受験しなかった者は欠席者とします。
- (3) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。
- (4) 申込書等に含まれる受験者の個人情報は、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (5) 申込者数や平均点等も、順次、市ホームページで公開します。
- (6) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、松山市とは一切関係がありませんので注意してください。
- (7) 台風等の非常災害により、やむを得ず試験日程の変更等をする場合は、市ホームページでお知らせします。
- (8) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに人事課にお問合せください。

[<申込み先 及び 問合せ先>  
〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市 総務部 人事課(松山市役所本館4階)  
(TEL) 089-948-6940 ・ (FAX) 089-934-9205 ・ (Mail) [jinji@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:jinji@city.matsuyama.ehime.jp)] ]